

WORK LIFE BALANCE for ALL 集会アピール

2026 年 10 月 9 日

日本労働弁護団

長時間労働は、労働者の命と健康を損なう危険性があるもので、長きにわたり、長時間労働に対する規制強化が課題となってきました。

2018 年に成立した働き方改革関連法における労働基準法の改正により、ようやく労働時間に上限規制が設けられるなど、「働き方改革」という用語と合わせて、社会一般において、長時間労働に対する抑制の動きが浸透し始めています。

ところが、高市首相は、首相就任直後に労働時間規制の緩和施策の策定を指示し、さらに、2026 年特別国会の施政方針演説において、「裁量労働制の見直し」に言及するに至りました。

また、国の審議会である労働政策審議会労働条件分科会や日本成長戦略会議内の労働市場改革分科会では、このような政権の動きを受けてか、各委員から、裁量労働制の対象業務拡大を含めた労働時間規制を緩和すべきである旨が強く主張されています。

一方で、労働条件分科会の取りまとめにおいても、労働者の健康確保や生活時間の確保という観点から、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の導入について検討を進めるものとされています。また、2025 年 1 月 8 日に公表された労働基準関係法制研究会報告書においても、勤務間インターバル制度の導入に加え、時間外労働の上限規制の見直し、フレックスタイム制の改善、割増賃金規制など、労働者の健康確保や生活時間の確保のため、幅広く現行制度の見直しが必要であるとされています。

今求められているのは、裁量労働制の拡大などの規制緩和ではなく、労働者の健康確保や生活時間の確保のための、更なる労働時間規制の強化です。

そもそも、労働時間の原則は、1 日 8 時間です。メーデーは、労働者がこの 8 時間労働を要求したことが起源です。いまこそ、この原点に立ち返るべきです。

私たちの社会では、過労によって健康を害し、精神を病み、また、最悪の場合には死に至ってしまう方が後を絶ちません。2025 年度の過労死等の労災支給決定件数は 1310 件、精神障害の労災支給決定件数は 1082 件と、過去最多を更新しています。

私たちは、過重労働により一生働くことができない傷を負ってしまう人、遺族として悲しみにくれ、残されてしまう人がない社会を望みます。そして、働く全ての人が、それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現し、自分らしく生きられる社会を望みます。

私たちは、裁量労働制の拡大の動きに対して改めて強く反対するとともに、働く全ての人の命と健康を、そして生活時間を守るための、労働時間規制の強化を求めます。

以上